

東京都社会福祉協議会では、施設部会（高齢者、障害者）・区市町村社協・職能団体からの選出の委員、学識経験者から構成される「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト」を平成 25 年 10 月に設置し、東京都内で大規模災害が発生した場合の災害福祉広域支援のあり方について 5 回にわたり検討を重ねてきました。このたび、その報告書がまとまりましたので、お知らせいたします。

## 1 要援護者支援における地域と広域の役割

### 【地域に求められる役割】

- 発災後数日間は地域内の自助・共助が非常に重要
- 要援護者の事前把握、連絡体制・情報共有、地域内の必要な基盤整備、人材の発掘や確保、物資の確保等は地域の実情に応じて推進
- ⇒取り組みの推進は行政が主体となって進める必要がある。あわせて社協（災害の視点を入れた地域づくり、発災後の地域内のニーズ把握や関係機関内の調整など）、福祉施設・事業所（発災後の事業継続や地域の要援護者支援）等福祉関係者の関わりも不可欠

### 【広域に求められる役割】

- 情報収集や共有のためのシステムの構築
- 発災後の被災地外の地域からの福祉人材等の派遣
- 発災後の被災地の施設入所者や地域の要援護者の被災地外の地域での受入れ
- 各地域における具体的な検討や取り組みが円滑に進むための日頃からの支援

## 2 広域支援の仕組みや機能

### 【支援の方向性】

- 東京都災害対策本部との連携の下、災害発生時の活動に必要な知識等一定の研修を受けた福祉専門職（災害派遣福祉チーム）を派遣し、ニーズ把握やコーディネートを行う仕組みの構築
- 中長期的には福祉施設の種別ごとの部会（施設部会）、職能団体、関係団体・事業所等の協力による被災地の福祉避難所、福祉施設等に対する被災地外からの応援派遣の仕組みづくり（都外の福祉施設・事業所職員等も含む）
- 情報共有する仕組みの構築については、専門家等との協働により被災地外の支援団体にも情報が行き届く方法の検討
- 東社協が設置する災害時要援護者支援センター（平成26年4月から「災害時配慮者支援センター」、以下同じ）は 東京都災害対策本部や当事者団体、職能団体（専門職）、福祉団体、福祉施設、区市町村社協、災害ボランティアセンター等と連携し、災害時要援護者支援に関わる情報拠点と災害派遣福祉チームの派遣・相互支援等のコーディネートの機能を担う

### （1）被災地への専門職等の広域派遣の仕組み（災害派遣福祉チームなど）

#### ①災害派遣福祉チームのイメージ

チームの位置づけ	○原則として東京都災害対策本部からの要請によることを基本とする ○チームの設置は東京都が行い、派遣の調整は東京都からの要請に基づき、東社協が設置する「災害時要援護者支援センター」で行うことが望ましい
主な活動内容	○避難所・福祉避難所等における避難者や在宅で生活する要援護者等の状況把握 ○災害発生時に要援護者を受け入れている福祉施設等の状況把握 ○福祉ニーズの把握と広域支援機関等への情報発信
チームの編成・配置	○福祉現場における一定の勤続経験年数があり、一定の研修を受けた者をチーム員とし、1チーム当たり4～6人程度で構成 ○特定の地域に偏りが出ないようにバランス良く配置。なお、医療との連携を図るうえで、二次保健医療圏ごとに配置を検討
活動期間	発災直後なるべく早い時期から概ね1か月以内

#### 今後の検討課題

- ①現地等での指揮命令系統の確立（派遣を実施する判断、現地での活動指示など）
- ②情報連絡手段の確保、③チーム構成員の身分の扱い、④現地に入るまでの移手段の確保、⑤運転手などスタッフの確保、⑥被災地における活動拠点の確保、⑦派遣に係る費用負担、⑧東京DMAT、災害派遣ナース、その他専門職の派遣チームやボランティア等との連携など

#### ②福祉施設・事業所等への応援派遣

- 東社協施設部会が主体的に調査をし、被災地外施設からの応援派遣を調整
- 訪問事業所等への応援派遣は職能団体や関係団体・事業所等と連携
- 都外の福祉施設等職員の応援派遣受入れやそれに伴うコーディネートの仕組み等については今後の検討課題

### （2）情報収集と情報共有の仕組み

- 被災地からの情報発信が困難である場合には災害派遣福祉チームが早い時期に現地に入り情報収集する
- 被災地からの情報発信にあたっては区市町村社協や災害ボランティアセンターに期待される役割も大きい
- 情報収集にあたっては専門家、NPO、ボランティア等との協力が不可欠。方法として、防災無線、災害用電話、ソーシャルメディア（ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター、ラインなど）の活用

#### 【広域（災害時要援護者支援センター）において収集・共有する情報の例】

地域から	○各地域における全体的な被害状況（被害の濃淡、ライフラインの被害など） ○各地域における避難所等支援対象拠点等の要援護者の人数や状態等の状況、マンパワー、資機材等の充足状況など ○各地域における福祉施設・事業所の被害状況やマンパワー、資機材等の充足状況など
東京都から	○区市町村、東京都の災害対策本部設置状況 ○東京都災害対策本部が入手している情報など
関係団体から	○支援団体の支援状況の把握など ○他道府県から提供いただける支援内容 ○全国団体の動向など

## 3 今後に向けて ～平成 26 年度の取り組み予定～

災害時要援護者支援センターの構築に向けては以下の取り組みを実施していく

### 【各地域における取組みの支援】

- 特定の地域の行政、社協等と連携したモデル事業の実施
- 先駆的な取組みを実施している事例等の情報提供

### 【広域支援に向けた具体的な仕組みの構築】

- 災害派遣福祉チームの仕組みの検討
- 情報システムの具体的項目、提供（共有）方法の具体的検討と試行
- 福祉施設・事業所の同種別間における職員の相互派遣や利用者受入れ等に関するルールづくり